

＼毎年5月は消費者月間／

デジタルで快適、消費生活術「デジタル社会の進展と消費者の暮らし」

ID 1004872

社会のデジタル化が進み、SNS などによる情報収集・発信やオンライン消費の普及など、私たちの生活は便利になりました。

一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生するなど、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、さまざまな情報の正確さを見極める力や、適切にデジタルを活用するための情報モラルなどを身に付けることが必要になっています。

この機会に、より良い消費行動について考えてみませんか。

☎消費生活センター ☎(616) 1561

■消費者トラブル事例などを紹介 消費生活パネル展

▼期間・会場 5月10日まで＝うつのみや表参道スクエア（馬場通り4丁目）5階交流スペース、5月15～18日＝市役所1階市民ホール。

■知識を深めよう 消費生活出前講座

▼内容 消費生活相談員による消費者トラブルの事例や対処法などについての講話、消費者団体による寸劇など。

▼申込期限 開催希望日の1カ月前。

▼申込方法 電話で、消費生活センター ☎(616)1561へ。

■不安に感じたら消費生活センターに相談 悪質商法、契約トラブル、不当表示、製品事故、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付けています（下の記事参照）。トラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センター（うつのみや表参道スクエア5階） ☎(616)1547（相談専用）へご相談ください。

＼「迷惑電話が減った」などの声もあります／

特殊詐欺撃退機器などの購入費を補助

ID 1018845

▼対象 市内在住の65歳以上で、次のいずれかに当てはまる世帯。①65歳以上のみ②家族と同居しているが、65歳以上の人のみとなる時間帯がある。

▼対象機器 特殊詐欺撃退機能^(※1)のある電話機または電話機に外部接続可能な機器。

▼補助金額 機器の購入費用（取り付け費用を含む）の4分の3（最大1万円）。

▼申込方法 消費生活センターに置いてある申込書（市 ☎からも取り出し可）に必要事項を書き、直接または郵送で、〒320-0026馬場通り4丁目1-1、消費生活センターへ。

▼その他 申請は市内の店舗で機器を購入した後にいきます。また、補助を受けるにはいくつかの条件があります。詳しくは、消費生活センター ☎(616) 1561へお問い合わせください。

こんな相談が寄せられています 消費生活センターにご相談ください

☎消費生活センター ☎(616) 1547（相談専用）

【事例1】

もうけ話（情報商材、マルチ商法など）

SNSで「簡単にもうかる副業（投資）に興味はないか」と勧誘された。教材は高額だったが、すぐに返済できると言われたため、ローンを組んで購入した。さらに、友人を誘えばボーナスが入るとも言われた。結局もうからずに、友人からも縁を切られ、借金だけが残った。

アドバイス

- ▼うまい話はうのみにせず、きっぱりと断る。
- ▼クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。
- ▼被害者の立場から、加害者（友人を失うこと）になってしまうことも。

【事例2】

心当たりのないメール・SMS^(※2)

大手通販業者や宅配業者を語る「お客様宛てにお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください。」というメッセージを受信したので記載のURLにアクセスし、個人情報を入力したら、後日、不正使用されてしまった。

アドバイス

- ▼心当たりのないメールやSMSに記載されている連絡先へは決して連絡しない。
- ▼記載されているURLなどには安易にアクセスしない。
- ▼住所・氏名・クレジットカード番号やID・パスワードなどの個人情報を入力しない。

【事例3】

定期購入トラブル

スマートフォンの広告からお試し価格500円のダイエットサプリを注文。1回限りかと思っていたが、その後も商品が届き、支払総額が高額になる定期購入だと分かった。

アドバイス

- ▼1回限りの商品なのか、定期購入の商品なのかを購入前によく確認する。
- ▼通信販売にクーリング・オフ^(※3)はないので、注意。
- ▼広告の記載内容や最終画面をスクリーンショットなどで保存しておく。

※1 電話相手に「通話内容を録音します」などの警告を流し、自動的に通話を録音する機能など。

※2 ショートメッセージサービス。

※3 契約の申し込みや契約の締結をした後に、一定期間であれば、無条件で契約の申し込みを撤回・解除できる制度。